

別表1

会費及び賛助会費

運営規定第4条による会費及び賛助会費は、以下の通りとする。

一 会費

- 1 会費の年会費とし、その積算額は、均等割りと定員割により算出する。
- 2 会費には、県・市社協、神戸市介護サービス協会会費を含むものとする。
- 3 年度途中入会については、基準会費を月割りし、年度末までの残余月数を乗じた額を入会年度の会費とする。

(1) 均等割り

養護・軽費・ケアハウス	80,000円
特 養	100,000円
小規模特養（サテライト型を除く）	80,000円
ショート	50,000円
デイ	30,000円

(2) 定員割り

特養（小規模特養含む）	一人当たり	1,680円
養護・軽費・ケアハウス	一人当たり	1,530円
ショート	一人当たり	1,200円
デイ	一人当たり	640円

但し、養護のショート及び特養の空床利用ショートは除く。

二 賛助会員の会費

- 1 賛助会員の会費は、年額12,000円とする。
- 2 年度途中の入会は、会費の場合と同様とする。